

Title	外務省編著 国連貿易開発会議の研究
Sub Title	
Author	大山, 道広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.5 (1965. 5) ,p.488(150)- 489(151)
JaLC DOI	10.14991/001.19650501-0150
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650501-0150">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650501-0150</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り、この限りにおいて、系列企業は下請制のあたかも完全な対立物であるかのごとき一面を持っており、そこに急激な変質があったように見えるのである。」

以上のような下請制および企業系列に関する藤田氏の本質規定には、多くの批判がある(たとえば伊東信吉等著「日本中小企業問題研究史」および小林義雄編「企業系列の実態」等々)から、ここでは詳論しないが、通読して感じた点を指摘しておきたい。

まず第一に、氏の下請制についての「商業資本的企業部支配」という規定であるが、「問屋を元方とする下請工業」については、この規定は当嵌まると思われるが、「大工場元方の主導する下請工業」においては、外注と下請との混乱(八三頁)にみられるごとく、あまりにも下請制における前期性を強調した結果、外注における独占資本と下請上層との間の社会的分業の関係の成熟化を無視することになったと思われる。小宮山琢二氏がその近代性を大きく評価した「専断下請制」を正しく認識しなかつたために、下請制の本質規定において、あまりに前期的・日本の特殊性を強調することになったと思われる。このような欠陥が、企業系列の規定において、それを

下請の「完全な反対物」、「急激に変質」したものと把握する結果になり、現在の企業系列になお残存する過酷な「しわよせ」収奪にみられる生産関係上の日本の特殊性を軽視することになっていいると思われる。

第二に、氏の下請制および企業系列の規定においては、独占資本主義の段階や独占資本の支配はたしかに意識されているが、下請制や系列が発生・成立する背景における生産力構造の変化やそのもとの独占資本の集積・集中のあり方が具体的に把握されていないために、問屋制工業↓下請制工業↓企業系列にいたる形態の変化や、そこにおける独占資本の役割が十分に把握されないことになっていいると思われる。

総じて、資本主義の各発展の段階における企業の統合と分化の発展の度合(規模の問題)、規模別社会的分業のあり方、資本の階層間における競争のあり方等々の下請II系列に關する一般理論と、この一般性が日本経済の歴史的・構造的・特殊性のなかでいかに現象するかという具体分析とが、下請II系列研究の課題であろう。かかる意味では、藤田氏は後者、とくに特殊性論の研究に重点を置きすぎたきらいがある。これは、「講座派」的「型」

論把握に影響されたためではないかと思われる。

ともあれ、本書は、日本の中小企業問題研究、ひいては、日本資本主義の経済構造問題研究の古典となる書である。是非一読されることをおすすめしたい。(岩波書店・昭和四十年一月二十五日刊・A5・四三四頁・一五〇〇円)

—植草 益—

外務省編著

『国連貿易開発会議の研究』

一九五九年十一月、イギリスのロイド銀行頭取で、駐米大使をつとめたことのあるサー・オリヴァー・フランクスは、低開発国問題をとり上げて論じ、工業化された北方諸国と貧しい南北諸国との「南北関係」こそいわゆる「東西関係」に代って第一義的な国際問題になったとの考えをのべ、この見解を文書にしてアメリカ国務省に提出した。寡聞によればこれが最近ジャーナリズムをさかんに賑わしている南北問題という言葉のはじまりだそうである。

しかし、南北問題そのものよってきたるところは遠くかつ深い。その発生の起源を尋ねて、われわれは、あるいは四四年のブレントン・ロウツ連合経済会議まで、あるいは一七年のロシア革命まで、あるいは一九世紀における帝国主義の拾頭まで、あるいはそれ以前までというふうに歴史をどこまでもさかのぼっていくことができる。しかし、歴史の現時点にたつとき、われわれの眼を奪うのは、昨年三月二十三日から六月十六日まで、百二十一人カ国の代表千五百名余をあつめてジュネーブで開催された国連貿易開発会議(UNCTAD)の壮大な景観であろう。

この会議では、現在の低開発国の当面する主たる困難のひとつを貿易面の隘路にもとめる立場から、低開発国貿易の安定・拡大、ひいては経済開発の円滑な達成のため必要と目される国際協力の諸措置が討議され、その企図の新しい、カベレッジの広さ、アプローチの確かさによって全世界の注視を浴びた。おそらく何よりも重要なことは、この会議が一回かぎりのものに終らず、第十九回国連総会の議決を経て、貿易開発理事会を執行部とし、総会に付属する新機構として常設化されたことである。これによって、南北問題は、

その提起においても、それへの対処においても、まさにひとつの新紀元をむかえたといえることができる。

このような時機に、前回会議の解説と資料紹介を目的とする本書が外務省の手で編まれたことは、当然のこととはいながらやはり歓迎に値いする。その内容は、第一篇「国連貿易開発会議の討議概要と問題点」、第二篇「参考資料」、第三篇「最終議定書」の三部から成っており、読者の目的に応じてそれぞれ有益な知識を提供してくれる。

第一篇では、まず南北問題の重要性と貿易開発会議の経緯を簡単にとり上げ、つぎに主要問題別に会議の討論、結論を中心に説明を加えている。①貿易障害の撤廃、②商品協定と市場組織化構想、③特惠問題、④援助・貿易外取引問題、⑤貿易原則問題、⑥貿易開発会議をめぐる機構上の諸問題、⑦特別調停委員会の結論の概要など、会議における重要案件の網羅的、概括的報告をそこに見出すことができる。

第二篇では、会議のために準備された百を超える老大な基礎資料のなかから、とくに重視されるべきものとして、「プレビッシュ報告」、「フランス覚書」、「アルタ・グラシア憲章」、

製品・半製品輸出拡大に関する事務局資料のほか、フット・ウエルヴァールス、プラウ、ミード、ティンバーゲン、カルドア、ハート、パローなど学者の個人名による寄稿論文を要約・訳出している。資料の選択は大体的な選定に依るようだが、欲をいえばこれにリンダーの論文を加えるべきであったと思われる。

第三篇では、会議で採択された諸勧告とその表決状況を集大成した「最終議定書」(Final Act)及び付属書(Annex) A、B、Cの重要部分を訳出し、これに付属統計資料を添えている。

編著者の性格上、本書はあくまでも解説と紹介の書であつて、ユニークな見解の提示は終始慎重に避けられている。それにしても、第一篇ではもうすこし全体にわたる系統的、理論的な把握の態度が欲しかったような気がする。その点の不満は残るとしても、本書は国連貿易開発会議の概貌を知り、現段階の南北問題に対する理解を深めようとする者にとって、見逃し得ない恰好の手引たることを失なわないであろう。(世界経済研究協会・A5・三三五頁・一五〇〇円)

—大山 道広—